入　札　説　明　書

案件名　オイルフリー小型コンプレッサー一式

Ⅰ　入札説明書
Ⅱ　提出書類一覧表
Ⅲ　入札書・委任状
Ⅳ　仕様書に関する質問書
Ⅴ　契約書（案）

Ⅰ　入札説明書

この入札説明書は、本件調達に関し、関係法令及び本件調達に係る公告に定めるもののほか、一般競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ遵守しなければならない事項を明らかにする。

1　入札に付する事項

（1）購入する物品
　オイルフリー小型コンプレッサー一式
（2）購入する物品の規格、機能、特質等
　オイルフリー小型コンプレッサー一式仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。
（3）購入数量
　1台
（4）納入期限
　令和9年3月12日（金曜日）
（5）納入場所
　仕様書のとおり。

2　入札参加者に必要な資格及び資格審査の申請等について

（1）必要な資格
① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
② 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格要綱(昭和56年徳島県告示第26号）第4条第1項の規定による審査により資格を有すると認められた者
③ ②の審査により資格を有すると認められた者で、徳島県内に本社を有する者、又は県内の事業所等の代理人に徳島県との商取引に係る権限を委任する旨の委任状が提出されている者
④ 入札しようとする物品等の仕様が、仕様書に示した特質等に適合するものであることを証明する書類（以下「応札仕様書等」という。）を県の指定する様式により、5に示す提出期限までに提出場所へ持参し、審査の結果「適合」と認められた者
⑤ 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者
⑥ 徳島県暴力団排除措置要綱に基づく排除措置を受けていない者
⑦ 3に示した交付場所において入札説明書等の交付を受けた者

（2）資格審査の申請の方法
2の（1）の②において、資格を有していない者は、一般競争入札参加資格申請書（様式第1号、この様式については徳島県ホームページからダウンロードするか、管財課において配布されているものを使用すること。）に必要書類を添付して入札の1週間前までに下記に示す提出場所へ提出しなければならない。（申請内容について審査を担当する る職員から説明を求められた場合はこれに応ずるものとする。）資格審査の結果については、申請者へ通知が行われる。

参加資格申請書の提出場所
徳島市万代町1丁目1番地　徳島県庁4階
徳島県企画総務部管財課　調度担当
電話　　088－621－2067
ファクシミリ　088－621－2828
電子メールアドレス　kanzaika_eshinsei@mail.pref.tokushima.lg.jp

3　入札説明書及び仕様書の交付場所について

所在地　　鳴門市瀬戸町堂浦字地廻り壱96番地10の2
所属名　　徳島県立農林水産総合技術支援センター水産研究課鳴門庁舎
電話　　088－688－0555
ファクシミリ　　088－688－1622
電子メールアドレス　suisankenkyuuka@pref.tokushima.lg.jp

4　問合せ等について

(1)この入札についての問合せ先
所在地　　鳴門市瀬戸町堂浦字地廻り壱96番地10の2
所属名　　徳島県立農林水産総合技術支援センター水産研究課鳴門庁舎
電話　　088－688－0555
ファクシミリ　　088－688－1622
電子メールアドレス　suisankenkyuuka@pref.tokushima.lg.jp

(2)問合せについての受付期間
問合せについては、ファクシミリ及び電子メールによるものとする。
ファクシミリについては別紙「Ⅳ仕様書に関する質問書」を使用して問合せを行うこと。
なお、期間についてはおおむね応札仕様書等の提出期限の5日前までとする。これ以降の問合せについては回答できない場合がある。

5　応札仕様書等について

(1)本件入札に参加しようとする者は、応札仕様書等を県の指定する様式により、提出期限までに提出場所へ持参しなければならない。
応札仕様書等の審査の結果、採用し得ると判断し「適合」とされた応札仕様書等を提出したものに限り、入札落札決定の対象とする。なお、県から応札仕様書等に関し、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(2)応札仕様書等の提出期限、提出場所及び方法
①提出期限
令和8年10月27日(火曜日)　午後5時必着
②提出場所
所在地　　鳴門市瀬戸町堂浦字地廻り壱96番地10の2
所属名　　徳島県立農林水産総合技術支援センター水産研究課鳴門庁舎
③提出方法
持参

6　入札手続等

(1)入札及び開札執行の日時及び場所
①日時
令和8年11月6日(金曜日)午前11時
②場所
所在地　　鳴門市瀬戸町堂浦字地廻り壱96番地10の2
所属名　　徳島県立農林水産総合技術支援センター水産研究課鳴門庁舎

③入札書の提出方法
持参

(2) 入札の方法等

①入札の方法
「オイルフリー小型コンプレッサー一式の総価」で行う。
②入札書の作成、提出等
入札書は所定の様式によるものとし、次に示す内容を満たしていなければならない。
ア　入札書には、入札金額、入札物件、入札保証金、入札年月日並びに住所及び氏名を記載しなければならない。
イ　文字はすべて「かい書」とし、インキ又はボールペンで明確に記載すること。
ウ　「入札金額」はアラビア数字により記載し、訂正してはならない。
「入札金額」は、「オイルフリー小型コンプレッサー一式」の総価を記載すること。
代金の見積もりに当たっては、この入札説明書に記載した条件を満たすため要する経費一切を含めた金額を見積もるものとする。
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
エ　「入札物件」は、物件名及び数量を明確に記載すること。ただし特に指定した場合は数量の記載は要しない。
オ　入札参加者は、入札物件、契約条項等及び県の係員から指定された事項を承知の上、前号による入札書を作成し、封筒に入れて提出しなければならない。
この場合において、代理人により入札させるときは、代理権を証する委任状を提出しなければならない。
カ　「住所及び氏名」は、次により正確に記載しなければならない。
（ア）　入札参加者は、住所及び氏名（法人、組合等にあっては当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名）を記載すること。
（イ）　代理人が入札する場合は、代理権を与えた入札参加者の住所及び氏名（法人、組合等にあっては当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名）並びに代理人の住所、氏名を記載すること。
キ　入札参加者及びその代理人は、提出した入札書を書き換え又は撤回することができない。
ク　5の応札仕様書等の審査の結果、入札公告及びこの入札説明書に示した物品等を納入することができると認められない場合は、当該入札参加者にその旨と理由を記載した書面により通知する。この場合において、提出された応札仕様書等は返却しない。

③再度入札
開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合において、直ちに再度入札を行う。
再度入札に参加できる者は、最初の入札に参加した者に限る。再度入札の回数は、原則として1回を超えないものとする。
最初の入札で入札書の内容不備により無効入札となった者も、再度入札には参加させることができる。
また、再度入札を行う場合においては、第1回目の入札前に提出した応札仕様書等証明書類の変更をしてはならない。

(3) 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

①2に規定する入札参加者に必要な資格のない者の入札

②記名のない入札

③入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、または一定の金額をもって価格を表示しない入札並びに次に掲げるところによりした入札

ア　鉛筆、その他容易に改ざんできる筆記具で作成したもの。

イ　金額をアラビア数字以外で記載し、または訂正したもの。

ウ　「入札物件」で物件名及び数量（数量については、特に指定した場合を除く）の記載のないものまたは記載を誤ったもの。

エ　「住所及び氏名」の記載を誤ったもの。

④同一事項に対してした2通以上の入札

⑤他人の代理人を兼ね、または2人以上の代理をした者の入札

⑥代理人が入札する場合に委任状を提出しないでした入札

⑦郵便によりした入札

⑧前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

(4) 開札

この入札の開札は、原則として入札参加者及びその代理人全員の立ち会いのもとで行うものとする。

(5) 落札

有効な入札書を提出し、かつ、5の応札仕様書等の審査の結果、入札公告及びこの入札説明書に示した物品等を納入できると認めたものであって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示した入札者を落札者とする。

落札者となるべき同価の入札をしたものが2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。なお、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって本件入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

7　契約の締結について

(1) 契約の締結期限

落札者は、落札決定の通知を受けた日から起算して5日以内に県が指定する契約書により、契約を締結しなければならない。この期間に落札者が契約の締結をしないときは、その者の落札は効力を失うものとする。

(2) 契約条項

契約書（案）によることとする。

(3) 契約条項を示す場所及び契約を担当する機関

所在地　　鳴門市瀬戸町堂浦字地廻り壱96番地10の2

所属名　　徳島県立農林水産総合技術センター鳴門庁舎総務担当

(4) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(5) 入札保証金及び契約保証金
免除

(6) その他
落札者が、落札時から契約締結時までの間に徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けた場合には契約を締結しないこととする。
落札者が、落札後に徳島県暴力団排除措置要綱に基づく排除措置を受けた場合には、契約を締結しないこととする。また、契約締結後に判明した場合は契約を解除する。

8 その他

入札参加者及びその代理人が、提出する書類については、別紙「提出書類一覧表」のとおりである。
入札参加者及びその代理人の本人確認のため、顔写真入りの身分証明書等の提示を求めるので、必ず持参すること。本人確認ができないときは、入札に参加できません。

9 情報公開について

入札結果、参加事業者名は情報公開の対象となり、公表するので、参加事業者にあってはその旨了解の上入札すること。

Ⅱ 提出書類一覧表

1 応札仕様書等提出時

(1)応札仕様書等

応札仕様書等には「入札参加者の住所、商号、代表者職名、代表者氏名」を記入すること。

① 応札仕様書 1通

入札しようとする物品等の仕様が、入札公告及びこの入札説明書に示した規格、機能、性能等に適合するものであることを証明するものとし、応札仕様書に示す別添の様式に従い作成し、提出するものとする。仕様書に対し、入札参加者が提示しようとする具体的な内容(品名、メーカー名、機種及び型番、規格、機能、性能、数量等)を分かりやすく記載すること。

② 価格一覧表(税抜き) 1通

物品及び諸経費の定価見積書(仕様書に準拠して品名、メーカー名、型番、数量、単位及び定価を記載した明細を作成すること。)また、メーカー標準価格が存在しない場合は、その旨を記載するとともに実売価格等を記載すること。

※応札仕様書のデータが必要な場合は、次の所属あてにその旨を記載したメールをお送りください。

2 入札書提出時

① 入札書 1通

入札書を封筒に入れ「入札案件 オイルフリー小型コンプレッサー一式」を記載すること。

② 委任状(代理人が入札する場合) 1通

入札直前に、入札書の記載内容の確認を行うので、入札書を持参の際には、封筒に封をせずに持参すること。

3 再入札時

① 入札書及び封筒の予備 1通

入札書についてはコピー等を行って再入札に備えてください。

入札直前に、入札書の記載内容の確認を行うので、入札書を持参の際には、封筒に封をせずに持参すること。

入　札　書

入札金額

億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

入札物件　　オイルフリー小型コンプレッサー　一式

入札保証金　　免除

上記の金額で供給したいので、徳島県契約事務規則（昭和３９年徳島県規則第３９号）により入札します。

令和8年11月6日

住　　所

氏　　名

徳島県立農林水産総合技術支援センター所長　　殿

入　札　書

入札金額

億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

入札物件　　オイルフリー小型コンプレッサー　一式

入札保証金　　免除

上記の金額で供給したいので、徳島県契約事務規則（昭和３９年徳島県規則第３９号）により入札します。

令和8年11月6日

住　　所

氏　　名

代 理 人　　住　　所

氏　　名

徳島県立農林水産総合技術支援センター所長　　殿

入札書記載例

■ 代表者本人が入札するとき

¥マークを
付すこと
（無い場合は無効）

入　札　書

入札金額　¥ 3 4 5 2 0 0 0

入札物件　　〇〇〇〇　一式

入札保証金　免除

上記の金額で供給したいので、徳島県契約事務規則（昭和39年徳島県規則第39号）により入札します。

令和〇年〇月〇日

住所　徳島県徳島市万代町１－１
　　徳島県庁株式会社
氏名　役職名　徳島　太郎

徳島県知事　殿

次の場合は無効

・鉛筆書き
・2度書き
・極端にかすれているもの
・数字が特定し難いもの
（「0」と「6」、「1」と「7」等）
・アラビア数字でないもの
など

役職名の記載が無い場合
又は申請時の役職名と
異なる記載の場合は無効
（含個人事業者）

■ 代理人が入札するとき

¥マークを
付すこと
（無い場合は無効）

入　札　書

入札金額　¥ 3 4 5 2 0 0 0

入札物件　　〇〇〇〇　一式

入札保証金　免除

上記の金額で供給したいので、徳島県契約事務規則（昭和39年徳島県規則第39号）により入札します。

令和〇年〇月〇日

住所　徳島県徳島市万代町１－１
　　徳島県庁株式会社
氏名　役職名　徳島　太郎

「代理人」と記入
（無い場合は無効）

代理人　住所　〇〇〇〇〇
氏名　阿波　次郎

徳島県知事　殿

次の場合は無効

・鉛筆書き
・2度書き
・極端にかすれているもの
・数字が特定し難いもの
（「0」と「6」、「1」と「7」等）
・アラビア数字でないもの
など

住所、会社名、代表者役職・氏名
を記入

代理人の住所、氏名は委任状
と同じ内容を記載すること。

令和　　年　　月　　日

委　任　状

徳島県立農林水産総合技術支援センター所長　　殿

委任者　住　所

氏　名

受任者　住　所

氏　名

私は、　　を代理人とし、徳島県が令和８年１１月６日に執行する『オイルフリー小型コンプレッサー　一式』の入札に関する一切の権限を委任します。

委任状記載例

令和　　年　　月　　日

委　任　状

徳島県立農林水産総合技術支援センター所長　　殿

委任者　住　所　徳島県徳島市万代町１－１
　　徳島県庁株式会社

氏　名　代表取締役　徳島太郎

・住所は代理人の自宅住所を記載
・顔写真付きの身分証明書で住所 氏名を確認します。

受任者　住　所　○○○○○○

氏　名　阿波　次郎

・上記会社の社員の場合は、会社住所、会社名（支社・支店名等）を記載することでも可
・顔写真付きの身分証明書で住所内容を確認します。

私は、　　を代理人とし、徳島県が令和８年１１月６日に執行する『オイルフリー小型コンプレッサー　一式』の入札に関する一切の権限を委任します。

Ⅳ仕様書に関する質問書

令和　年　月　日

物件名：オイルフリー小型コンプレッサー　一式

商号又は名称

連絡先

ファクシミリ

E-mail

質問項目	
内　　容	

契　　約　　書

オイルフリー小型コンプレッサー　一式の購入について買受人徳島県（以下「甲」という。）と納入者　　（以下「乙」という。）との間において、次のとおり契約を締結する。

（売買の目的及び物品）

第１条　売買の目的及び目的となる物品は、次のとおりとする。

（１）売買の目的　水槽用の清浄な圧縮空気を安定的に供給するための
　　オイルフリー小型コンプレッサー 一式の購入

（２）目的物品　　別紙仕様書に記載のとおり

（契約物件代金）

第２条　契約物件代金は、金　　円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金　　円）とする。

２　前項の「うち取引に係る消費税及び地方消費税の額」は消費税法第２８条第１項及び第２９条並びに地方税法第７２条の８２及び第７２条の８３の規定に基づき、契約物件代金に１１０分の１０を乗じて得た額である。

（契約保証金）

第３条　契約保証金は、免除とする。

（物件の引渡し）

第４条　乙は契約成立後、裏面記載の指定期日に契約物件を裏面記載の指定場所に 納入し、甲の指名する係員の検査を受け甲に引渡しをする。

（契約不適合責任）

第５条　物品について前条の検査完了後、種類、品質又は数量に関して契約内容に適合しない状態があること（以下「契約不適合」という。）を発見したときは、甲は速やかに通知しなければならない。

２　前項の場合において、契約不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときを除き、乙は通知を受領後甲の指定する期日までに、これを契約に適合する物品に交換しなければならない。

３　前項の場合において、乙が交換に応じる期間は、前条の検査終了後１年間とする。

（危険負担）

第６条　契約物件の引渡し完了前に生じた損害は、すべて乙の負担とし、甲はこの契約を解除することができる。

（履行の遅延）

第７条　乙の責めに帰する理由により物件を納入期限までに納入しない場合において、納入期限後相当の期間内に納入する見込みがあると認めたときは、遅延利息を徴収して納入期限を延期することができる。この場合の遅延利息は、納入期限の翌日から納入の日までの遅延日数に応じ、契約金額につき年３パーセントの割合を乗じて計算した金額とする。ただし、甲

は、算出した遅延利息の額が１００円未満であるときはこれを徴しないことができる。

（契約の解除）

第８条　甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、催告することなく、直ちにこの契約を解除することができる。

（１）乙がこの契約に違反したとき。

（２）乙が納入期限までに契約物件を完納することができないと甲が認めるとき。

（３）乙が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。

２　乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対してその損害の賠償を求めることができない。

（代金の支払）

第９条　甲は、契約物件完納後の適法な支払請求書が支出命令権者に到着したときから３０日以内に代金を乙に支払うものとする。

（権利義務の譲渡禁止）

第１０条　乙はこの契約によって生じる権利若しくは義務又は契約の目的を、いかなる方法をもってするを問わず、第三者に譲渡し、承継し、一括して下請若しくは委任し、又は担保に供してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合、又は信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和２５年政令第３５０号）第１条の３に規定する金融機関に債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

２　前項ただし書きにより、乙が売掛債権を譲渡した場合、甲の乙に対する弁済の　効力は、徳島県会計規則(昭和３９年徳島県規則第２３号)第３６条に基づき、徳島県会計管理者が総括店又は代理総括店に支払通知を行った時点で生じるものとする。

（その他）

第１１条　前各条によるほかは、徳島県契約事務規則(昭和３９年徳島県規則第３９号)による。

この契約の締結を証するため、この契約書２通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和８年　月　　日

甲　徳島県
　　所属長

乙